

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件

山口国民年金 事案 640

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 53 年 6 月に国民年金に任意加入し、付加保険料を含む国民年金保険料を途切れることなく納付したが、申立期間が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 6 月に国民年金に任意加入後、付加保険料を含めた国民年金保険料を納付しているとともに、申立期間直後の 59 年度及び 60 年度は付加保険料を含めた国民年金保険料を前納している上、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料を全て納付しているなど納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、昭和 59 年 2 月に A 市から B 市に転入後、申立期間の国民年金保険料を近所にあった C センターの窓口で同年 4 月までに納付したと主張しているところ、B 市では、申立期間当時、C センターの窓口で国民年金保険料を納付可能であったことが確認できる。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間である上、申立期間の前後を通じて申立人の夫の仕事に変更は無く、申立人は、保険料を納付することが可能であったと考えられることから、申立期間の保険料のみ納付しなかったとするのは、納付済期間の途中の期間であることから不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料について、付加保険料を含め納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格取得日は、昭和19年1月26日、資格喪失日は、24年4月1日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の喪失日(昭和20年5月10日)及び取得日(昭和22年5月9日)を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、60円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月10日から22年5月9日まで

私は、昭和20年5月9日に海軍に召集され、同年8月31日に復員し、復員後は直ちに召集前に乗り込んでいたA株式会社所有のB丸に再び乗り込んだ。

昭和21年9月23日には、機関長の資格を取得したので、社命により、A株式会社所有のC丸に乗り込んだ。

乗船の履歴は、船員手帳にも記載されており、申立期間は海軍に召集されていた期間を除き、継続してA株式会社の船舶に乗り込んでいたので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人は昭和19年1月26日にA株式会社に係る船員保険の被保険者資格を取得し、20年5月10日に同資格を喪失した後、22年5月9日に同資格を再度取得しており、申立期間に係る船員保険の被保険者記録が確認できない。

しかしながら、A株式会社所有のB丸、同社所有のC丸に係る船員保険被保険者名簿から判断すると、申立人は昭和19年1月26日に船員保険の被保険者資格を取得してから、20年5月9日に同資格を喪失した後、同日に同資格を再度取得し、24年4月1日に同資格を喪失しており、船員保険の被保険者記録が継続していることが認められる。

また、申立人は、「昭和20年5月9日に海軍に召集され、同年8月31日に

復員した。」旨主張しているところ、申立期間のうち、昭和20年5月15日から同年9月1日までの期間について、申立人は、厚生労働省社会・援護局発行の軍歴証明書によると、同年5月15日に海軍のD海兵団に入団し、同年9月1日に現役満期になったことが確認でき、申立人が所持している船員手帳において、雇止年月日が「昭和20年5月10日」、雇止事由欄に「海兵団に入団のため」と記載されていることが確認できる。

さらに、当時の船員保険法第60条の2では、昭和20年4月1日から22年5月2日までの期間に被保険者が陸海軍に徴集または召集された期間については、その船員保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていることから、申立人が海軍に召集されていた20年5月15日から同年9月1日までの期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

加えて、申立期間のうち昭和20年9月1日から22年5月9日までの期間について、申立人が所持している船員手帳から、20年8月31日にA株式会社所有のB丸に雇い入れられ、21年9月23日に雇い止めされた後、同日から機関長として同社所有のC丸に社命転船していることが確認できる。

また、申立人が提出した、昭和52年にE株式会社が運輸大臣に提出するため船員手帳に基づいて作成したとされる「乗船履歴書」において、申立人が、昭和21年9月24日からA株式会社が所有するC丸に乗り込んでいたことが記載されている。

以上のことから総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険の被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社所有のB丸に係る船員保険被保険者名簿における昭和20年4月の記録、並びに同社所有のB丸及びC丸に係る船員保険被保険者名簿における同僚の記録から、60円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年4月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月31日から同年4月1日まで
平成9年7月16日から10年3月31日までの期間において、A事業所へ勤務し、同年3月分の厚生年金保険料も給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立人に係る退職願届及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が同事業所に平成10年3月31日までの期間において勤務していたことが認められる。

また、A事業所が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日欄には資格喪失年月日が同年3月31日と記載されているところ、同事業所では誤った資格喪失日を届け出たことを認めている。

さらに、A事業所では、申立人の平成10年3月分の厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたことを認めている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における平成10年2月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日を誤って平成10年3月31日として届け出たことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和21年9月1日から同年10月1日までの期間、申立期間⑤のうち、24年12月29日から25年1月4日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を、申立期間①においては21年9月1日、申立期間⑤においては24年12月29日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を21年9月は150円、24年12月は6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日（昭和22年1月14日）及び資格取得日（昭和22年7月1日）を取り消し、当該期間に係る標準報酬月額を150円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月15日から同年10月1日まで
② 昭和22年1月14日から同年7月1日まで
③ 昭和22年7月10日から同年10月27日まで
④ 昭和24年7月25日から同年8月1日まで
⑤ 昭和24年10月29日から25年1月4日まで
⑥ 昭和54年5月22日から55年4月1日まで

申立期間①から⑤までについて、私は、昭和21年8月15日にA株式会社に入社し、37年6月21日に退職するまでの期間において継続して勤務した。この間、給与から船員保険料が継続して控除されていたと記憶しているが、申立期間①から⑤までについて、船員保険の被保険者期間とされていないのは納得できない。

申立期間⑥について、私は、船員手帳に記載されているとおり、昭和 54 年 5 月 22 日の雇入れから 55 年 7 月 21 日の雇止めまでの期間において「C」という船舶に船長として乗り込んだ。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、乗り込んだ船舶名が「D」と記録されている上、船員保険の被保険者記録も昭和 55 年 4 月 1 日から同年 7 月 29 日までの期間とされていることに納得できない。「C」の船舶所有者は E 株式会社で、当該船舶の船員の配乗は同社の関連会社である F 株式会社が行っていたと記憶しているので調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から⑤までについて、株式会社 B から提出された申立人の在職証明書において、申立人は、昭和 21 年 8 月 15 日に A 株式会社に入社し、37 年 6 月 21 日までの期間において継続して勤務したことが確認できる。

また、前述の在職証明書に添付されている乗船履歴から、申立期間①のうち 21 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び申立期間②においては A 株式会社が所有する G 丸に甲板員として、申立期間⑤のうち 24 年 12 月 29 日から 25 年 1 月 4 日までの期間においては同社が所有する H 丸に甲板員として乗り込んでいたことが確認できること、同社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が名前を挙げた複数の同僚について船員保険の被保険者記録が確認できることなどから判断すると、乗船履歴において確認できる当該期間については、申立人は船員保険の被保険者として給与から船員保険料を控除されていたものと認められる。

さらに、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の A 株式会社に係る船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳（旧台帳）の昭和 21 年 10 月、同年 12 月、22 年 7 月及び 25 年 1 月の記録から、21 年 9 月及び 22 年 1 月から同年 6 月までの期間は 150 円、24 年 12 月は 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①のうち 21 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び申立期間⑤のうち 24 年 12 月 29 日から 25 年 1 月 4 日までの期間については、株式会社 B は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの船員保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

さらに、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間②についても、株式会社 B は不明としているが、事

業主から申立人に係る船員保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間②に係る船員保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、昭和22年1月から同年6月までの期間に係る船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち昭和21年8月15日から同年9月1日までの期間、申立期間③及び④、申立期間⑤のうち24年10月29日から同年12月29日までの期間については、前述の申立人に係る乗船履歴において、A株式会社が所有する船舶に乗り込んでいたことが確認できない上、株式会社Bは、当該期間に係る船員保険料の控除を確認できる賃金台帳等の関連資料を既に廃棄しており、申立人の当該期間における乗船状況、船員保険の加入状況及び船員保険料の控除状況等を確認できない。

また、A株式会社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間①から⑤当時に船員保険の被保険者記録が確認できる同僚10人について調査したが、このうち9人は死亡等で連絡が取れず、連絡先が判明した一人は、「申立人は知っているが、乗り込んでいた船舶名や乗船期間については覚えていない。」と回答しているため、当該期間に係る申立人の乗船状況、船員保険への加入状況及び船員保険料の控除状況等を確認できない。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人について当該期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

- 2 申立期間⑥について、申立人が所持する船員手帳の記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、昭和54年5月22日から55年7月21日までの期間において、「I」が所有する「C」に船長として乗り込んでいることが確認できる。

しかし、船舶原簿において、同船舶が昭和53年8月18日に登録されてから61年5月26日に外国の会社へ売却されるまでの期間において、「C」の所有者は、E株式会社とされている一方、申立人が所持する船員手帳において、同船舶の船舶所有者はJ国にある「I」と記載され、K海運局の公認印が

押されていることが確認できることから判断すると、同船舶は、同社から「I」に賃貸契約等により貸し出された便宜置籍船の可能性がうかがえるものの、船舶所有者名簿において、E株式会社は、船員保険の適用事業所として確認できない上、同社は既に事業を閉鎖しており、同社の関連会社であるF株式会社は、「当時は、当社がE株式会社の船舶運営事務を代行していたが、当時の事務担当者は既に死亡しており、申立期間⑥当時のE株式会社に係る資料は既に廃棄されているため、詳細は不明である。」と供述していることから、「C」に係る外国法人等との賃貸契約等の状況、申立人の申立期間⑥当時における船員保険の適用状況及び船員保険料の控除状況等を確認できない。

また、申立人は、「私は、L株式会社が所有する『D』に乗り込んだことはなく、しかも、船員保険の被保険者記録が昭和55年4月1日から同年7月29日までの期間とされているのは納得できない。」と主張するところ、L株式会社が所有する「D」に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同日である昭和55年4月1日に船員保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚29人に対して照会したところ16人から回答があり、そのうち12人は、当該被保険者期間において乗り込んでいたのは「C」であるとする者が5人、他の便宜置籍船であるとする者が7人であり、この点について、申立期間⑥当時に「C」に乗り込んでいたとする一人は、「当時、『C』等の外国法人等が所有する便宜置籍船に乗り込む者には、当初、船員保険に加入させてもらえなかったため船員から苦情が出ていた。そこで会社は、これらの者を船員保険に加入させるため、船員保険が適用されていた関連会社が所有する『D』を利用して船員保険に加入させたのだと思う。」と述べている。

さらに、「D」の船舶所有者であるL株式会社は、既に事業を閉鎖している上、申立人は申立期間⑥及びL株式会社における船員保険の被保険者期間に係る給与明細書等を所持していないことから、申立人の「D」に係る乗船状況、船員保険の適用状況及び船員保険料の控除状況等を確認できない。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間⑥に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、両申立期間に係る標準賞与額の記録を平成18年8月10日については3万円、同年12月26日については5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年8月10日
② 平成18年12月26日

有限会社Aから、両申立期間に支給された賞与において、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、両申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出のあった賞与支給控除項目一覧表により、申立人は、両申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（申立期間①は3万円、申立期間②は5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、申立期間当時、自分で国民年金に加入して保険料を納付した記憶は無いが、父が私に代わって国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、父が申立人に代わって国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父は既に死亡しているため、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から同年 12 月まで

私は、申立期間はA市に在住していたが、実家の母がB町において、昭和 59 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

母は、私が結婚する時も、母が亡くなる前も「国民年金保険料は納付している。」と言っていたので、申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、母親がB町において、申立人の国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和 61 年 2 月 13 日にB町から払い出されており、申立人は同年 1 月 1 日に資格取得していることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間当時、A市に住所を異動していることが確認できることから、制度上、B町において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、B町が保管する昭和 59 年度国民年金被保険者連名簿兼収納簿に申立人の両親の名前は確認できるものの、申立人の名前は確認することはできない。

加えて、申立人は国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に死亡しているため、申立期間当時

の国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の国民年金保険料が納付されてことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から52年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から52年11月まで

私は、社会保険事務所（当時）に、申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できないとの回答を得た。

私は申立期間当時、母親（自営業）の手伝いをしており、母親が国民年金保険の加入手続及び保険料の納付をしていたはずである。弟も一時期、母親の手伝いをしており、国民年金の記録が無かったが、社会保険事務所に照会をしたところ国民年金の納付記録が統合された。領収書等の書類は紛失しているので納付したことを証明できるものは無いが、申立期間の国民年金の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金に任意加入している昭和53年4月頃にA市から払い出されており、申立人は同年4月17日に資格取得していることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人の母親が申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるところ、オンライン記録により、旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、未統合となっている記録を確認することはできない。

さらに、申立人は、申立期間の加入手続及び国民年金保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に死亡している上、申立

期間当時、自営業を手伝っていた申立人の母親の姉妹も既に死亡しており、申立人の弟も関与していないため、申立人の加入手続及び保険料納付に関する具体的な供述を得ることができない。

加えて、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から5年3月まで

私は、平成9年4月から13年2月まで、A市B町に住んでいたが、その時、5年5月から6年3月までの期間の全額免除分及び申立期間の未納分に係る国民年金保険料の納付書が送られてきた。

A市役所*館1階に設けられていた特設会場で、男性担当者に全額免除分を追納した場合としない場合の年金受給額を計算してもらい、全額免除分の追納はせずに、申立期間の未納保険料を納付した。

未納がなくなったことを念押しして帰ったにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できないので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B町に平成9年4月から13年2月まで住んでいたときに、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が送られてきたので、A市役所*館1階に設けられていた特設会場において、申立期間の未納保険料を納付したと主張しているところ、戸籍の附票により、申立人がA市B町に住所を定めたのは、申立人の主張どおり平成9年4月6日であることが確認できるものの、その時点で、申立期間に係る国民年金保険料については、既に時効が完成しているため、制度上、納付することができず、申立人の主張と符合しない。

また、A市が発行する広報誌『C』によると、市役所*館1階ロビーにおいて、平成9年度から11年度までは年に1回「年金相談会」を開催していたものが、12年4月からはD社会保険事務所（当時）職員による「社会保険出張相談所」を毎週1回（月曜日）開催することとなったことが確認できるこ

とから、申立人が国民年金保険料を納付したとする特設会場は「年金相談会」又は「社会保険出張相談所」である可能性が高いことがうかがえるところ、D年金事務所は、「社会保険出張相談所は、年金相談の窓口として開設していたので、国民年金保険料の収納業務は行っていなかった。担当する職員（相談員）は、国庫金を収納できる収入官吏に任命されておらず、現金領収証も交付されていなかった。」と回答している上、A市では、国民年金の過年度保険料を収納することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料に係る納付時期及び保険料額に関する申立人の記憶は曖昧であり、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 4 月 8 日から同年 4 月 29 日まで
② 平成 7 年 4 月 11 日から同年 5 月 15 日まで
③ 平成 7 年 6 月 26 日から同年 8 月 26 日まで
④ 平成 7 年 11 月 26 日から同年 12 月 26 日まで
⑤ 平成 9 年 2 月 28 日から同年 5 月 26 日まで
⑥ 平成 9 年 6 月 26 日から 10 年 4 月 1 日まで
⑦ 平成 13 年 2 月 8 日から同年 4 月 1 日まで

申立期間①はA学校に、申立期間②はB学校に、申立期間③及び④はC学校に、申立期間⑤及び⑥はD学校に、申立期間⑦はE学校（現在は、F学校）に、いずれも臨時的任用職員として勤務していたが、全ての申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

全ての申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥について、申立人が所持するG県教育委員会発行の人事異動通知書及び各申立事業所（申立期間②、③及び④は適用事業所であるH教育局）からの回答により、申立人が、申立期間①においてはA学校に、申立期間②においてはB学校に、申立期間③並びに申立期間④のうち平成 7 年 11 月 27 日から同年 12 月 25 日までの期間においてはC学校に、申立期間⑤のうち 9 年 2 月 28 日から同年 3 月 30 日までの期間及び同年 4 月 1 日から同年 5 月 25 日までの期間、並びに申立期間⑥のうち同年 6 月 27 日から同年 7 月 19 日までの期間、同年 9 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間、同年 11 月 2 日から同年 12 月 20 日までの期間及

び10年2月2日から同年3月30日までの期間においてはD学校にそれぞれ臨時的任用職員として勤務していたことが推認できる。

しかし、当該人事異動通知書等によれば、申立人は、当該期間において、いずれも2か月以内の期間を定めて任用された者であったことが確認できるところ、厚生年金保険法第12条第2号では厚生年金保険の被保険者としていない者について「臨時に使用される者であって、二月以内の期間を定めて使用される者」と規定されている。

また、G県教育委員会は、「臨時的任用職員の厚生年金保険加入は、厚生年金保険法に基づき昭和63年度に定めた『臨時的任用職員に係る健康保険・厚生年金保険制度実施要領』により、加入対象者は任用期間が2か月を超え1年以内の者であった。」と回答しているところ、各申立事業所は、いずれも、「臨時的任用職員に係る厚生年金保険の加入対象者は任用期間が2か月を超え1年以内の者であった。各申立期間のうち、申立人の勤務が確認できる期間はそれぞれ任用期間が2か月以内であり、厚生年金保険の加入対象者ではなかったため、当該期間について申立人は厚生年金保険に加入させていない。」と回答している。

さらに、申立人は、平成7年8月26日から同年11月26日までの期間についてH教育局で、9年5月26日から同年6月26日までの期間についてD学校で、それぞれ厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、各事業所は、「当初の任用期間が2か月以内であった臨時的任用職員は、任用期間を引き続き更新したことにより、任用期間が通算して2か月を超えた場合に、任用期間が更新となった日から厚生年金保険に加入させる取扱いであった。申立人は任用期間が引き続き更新され、直前の任用期間と通算して任用期間が2か月を超えたため、任用期間が更新された日から厚生年金保険に加入させた。」と回答しているところ、申立人が所持する人事異動通知書から、C学校において7年8月26日に同日から同年11月25日までの期間、D学校において9年5月26日に同日から同年6月25日までの期間について、それぞれ臨時的任用期間が引き続き更新され、直前の任用期間を通算して、申立人の任用期間がそれぞれ2か月を超えたことが確認できる。

加えて、オンライン記録から、各申立事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、各申立期間当時、申立人と同様の雇用形態であった複数の臨時的任用職員から、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間⑦について、申立人が所持するI県教育委員会発行の人事異動通知書から、申立人が申立期間⑦においてE学校に臨時的任用職員として

勤務していたことが推認できる。

しかし、F学校は、「臨時的任用職員の厚生年金保険加入は、I県教育庁が作成した事務処理要領に基づき、任用期間が2か月を超える者が対象者であった。当事務処理要領には、『2月途中から任用された者は、年度末まで2か月ないので社会保険には加入しない。』と規定されているところ、申立人は平成13年2月途中から臨時的任用職員として当校に勤務し、申立期間⑦は任用期間が年度末までの2か月以内の期間であったため、厚生年金保険には加入させていない。」と回答している。

また、オンライン記録から、F学校で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立期間⑦当時、申立人と同様の雇用形態であった複数の臨時的任用職員から、申立人の申立期間⑦における厚生年金保険料の控除について確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間⑦における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、全ての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から 58 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間において、A教育事務所（現在は、B県教育庁）に臨時的任用職員として採用され、昭和 57 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間についてはC学校で、同年 9 月 1 日から 58 年 3 月 31 日までの期間についてはD学校で勤務した。

申立期間は厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B県教育委員会発行の履歴証明書及び人事異動通知書から、申立期間において、A教育事務所に臨時的任用職員として採用され、昭和 57 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間についてはC学校で、同年 9 月 1 日から 58 年 3 月 31 日までの期間についてはD学校で勤務していたことが推認できる。

しかし、B県教育庁は、「申立期間当時は、任用期間が2か月と1日以上ある臨時的任用職員であっても、厚生年金保険の加入は本人の希望に任せていた。任用期間が2か月と1日以上ある臨時的任用職員を全員厚生年金保険に加入させる取扱いとしたのは昭和 63 年度以降である。」と回答している。

また、B県教育庁が保管する臨時的任用職員の名簿及びA教育事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間当時に同教育事務所管内の学校に臨時的任用職員として勤務し、任用期間が2か月と1日以上ある同僚の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、被保険者記録が確認できない者が複数認められる上、被保険者記録が確認できる複数の同僚についても、任用期間の中途から被保険者となっているなど任用期間と厚生年金保険の被保険者記録が一致していないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間当時、A教育事務所においては、任

用期間が2か月と1日以上ある臨時的任用職員全員について、必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況とともに、厚生年金保険に加入させた場合であっても、必ずしも任用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立期間当時のA教育事務所における給与事務担当者は既に死亡しており、具体的な供述を得ることができず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料等の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月15日から31年11月20日まで

昭和28年10月1日からA株式会社に勤務し始め、41年9月10日までの期間において勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。昭和28年10月1日から、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった29年1月1日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことには納得しているが、私は、退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、A株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時のA株式会社の社会保険業務の担当者は、「公共事業に携わる現場に勤務した作業員は、当初厚生年金保険に加入させていたが、途中から厚生年金保険被保険者の資格を喪失させて、日雇健康保険に変更した。公共事業に関係の無い現場に勤務することになった場合は、再び厚生年金保険に加入させた。日雇健康保険に変更した時期や期間はまちまちであるが、申立人と同様の理由で、厚生年金保険の被保険者期間が継続していない従業員が、ほかにも何人かいるはずである。」と供述している。

また、申立期間当時、A株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に昭和29年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる87人のうち、申立人が資格喪失した30年5月15日に近接した時期である同年1月から同年12月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を喪失した者36人のうち13人が、資格喪失日から3年半以内に被保険

者資格を再取得しており、厚生年金保険の被保険者期間が継続していないことが確認できる。

さらに、A株式会社は、「当時の人事記録及び給与関係書類を保管しておらず、申立人の勤務期間等は不明である。」と回答しており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者記録が継続していない同僚に照会したが、被保険者記録が欠落している期間において厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができない。

このほか、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 6 月 15 日から 53 年 8 月 31 日まで
② 昭和 54 年 3 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで

私は、両申立期間において、A社へ勤務していたが、ねんきん定期便による両申立期間の標準報酬月額は、1万8,000円から11万8,000円と記録されており、実際の給与月額より低い金額で記録されている。

特に、申立期間②については、B支店長として勤務しており、少なくとも給与月額が20万円はあったはずである。

両申立期間の標準報酬月額を実際の報酬月額に見合う金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載に不自然な形跡は無く、当該被保険者名簿に記載されている標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の標準報酬月額を検証しても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

さらに、申立人は給与明細書等の関連書類を所持しておらず、A社は既に廃業しており、事業主も既に死亡していることから、両申立期間当時の賃金台帳等の関連資料を確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、両申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の多くは、自身の標準

報酬月額と実際の給与月額は妥当であると供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から 49 年 4 月まで
② 昭和 49 年 5 月から 51 年 4 月まで
③ 昭和 51 年 5 月から 53 年 4 月まで

私は、申立期間①は有限会社A（現在は、B株式会社）において、申立期間②は有限会社Cにおいて、申立期間③は株式会社Dにおいて勤務しており、いずれの申立期間においても、正社員としてEの業務に従事していた。

病院にかかる時は健康保険被保険者証を使用していた記憶があるので、厚生年金保険に加入していたはずであるが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が有限会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B株式会社の事業主及び経理担当者は、「申立期間①当時の関係書類は既に廃棄されており、申立人が当社に勤務していたか否かは不明である。」と供述しており、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時に被保険者記録が確認できる複数の同僚からも、申立人の勤務期間について具体的な供述を得ることができない。

また、同僚等から聴取しても申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述等は得られない。

さらに、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間①当時に被保険者記録が確認できる複数の同僚について有限会社Aに係る雇用保険の被保険者記録が確認できる一方、申立人について、同社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

- 2 申立期間②について、元事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が有限会社Cに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、有限会社Cの元事業主は、「申立人は、正社員として、約1年から2年の期間において勤務していたことは記憶している。当時は、従業員の入れ替わりが激しかったため、正社員であっても、本人が厚生年金保険への加入を申し出ない限りは加入させていなかった。」と供述していることから判断すると、申立期間②当時、同事業所においては、従業員全員について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、有限会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、同事業所で社会保険事務を担当していたとする者は、「私は、当時、有限会社Cで社会保険事務を担当していたが、申立人のことは知らない。申立人の厚生年金保険への加入手続をした記憶は無い。」と供述している。

さらに、申立人及び前述の同事業所に係る被保険者名簿において申立期間②当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認でき連絡先が判明した同僚7人について、雇用保険の被保険者記録を照会したところ、同僚7人全員に雇用保険の被保険者記録が確認できるものの、申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、有限会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

- 3 申立期間③について、元事業主、経理業務及び社会保険業務を担当していたとする元取締役及び複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が株式会社Dに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、株式会社Dの社会保険関係の事務手続は前述の元取締役が一人で行っていたことがうかがえるところ、元取締役は、「当時は短期雇用の従業員が多く、手取額が減るのを嫌って社会保険に加入しない者もいた。小さな事業所だったので、社会保険に係る届出をした従業員については全員覚えているが、申立人の厚生年金保険被保険者資格に係る取得届は提出した覚えが無い。」と供述している。

また、株式会社Dに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の

名前は見当たらず、健康保険被の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

- 4 このほか、全ての申立期間において厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が全ての申立期間において各事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 6 月 15 日から 7 年 10 月 1 日まで

私は、有限会社Aに平成 5 年 6 月 15 日に入社して、7 年 10 月 25 日に退職するまでの期間において継続して勤務した。

ねんきん定期便により、同社に勤務した期間における厚生年金保険の標準報酬月額を確認したところ、申立期間において標準報酬月額が 18 万円と記録されていることに気が付いた。

私の実際の給与支給額は、入社から退社までの期間において、月額約 23 万 5,000 円で、昇給は一度も無かったと記憶している。

給与明細書などは所持していないが、雇用保険受給資格者証から給与支給額が証明できると思うので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する雇用保険受給資格者証に記載されている離職時賃金日額 (7,852 円) から、給与支給額を検証した結果、申立人の主張する給与支給額 (23 万 5,000 円) と符合する金額であることが確認できるとともに、オンライン記録から、平成 7 年 10 月 1 日の定時決定において、申立人の標準報酬月額が、18 万円から 24 万円に改定されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間の給与支給額が約 23 万 5,000 円であったと供述するのみで、申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与支給明細書等の資料を所持していない上、有限会社Aは、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同事業所の元事業主は、「当社は、既に破産し、当時の資料等は一切無いので、不明である。」と回答していることから、申立

人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、申立人は、同僚の名前を覚えておらず、オンライン記録において、申立期間中に有限会社Aに係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる唯一の同僚は、申立人が勤務していたことを記憶しているものの、「給与明細書等を所持しておらず、厚生年金保険料の控除額に係る記憶は無い。年金事務所が記録する標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額か否かについても分からない。」と供述しており、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。